

会 長 こんにちは。

収穫の秋を迎え、稲刈り始め農作業が忙しい時期です。日没もめつきり早くなり、夜になると急に気温が下がってくる季節ですので、委員の皆さんには体調管理に、十分注意してください。

では、改めまして只今から、平成30年度第7回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席議員は14名で、定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は3名全員出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は3番 浅井 尊弘委員と4番 八木 一広委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第19号】

・農地法3条の規定による許可申請 1件

【議案第20号】

・農地法5条の規定による許可申請 1件

(2) 報告案件について

【報告第15号】

・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1件

【報告第16号】

・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4件

それでは、【議案第19号】 農地法3条の規定による許可申請1件 を議題といたします。

8番から事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、番号8をご覧ください。

申請地は、春日西牧南___番で登記、現況ともに畑で面積は___m²です。

譲渡人を _____ 様、譲受人を _____ 様 とする

所有権移転の申請です。

労力不足により耕作できない _____ 様と 農業経営の規模拡大をしたい _____ 様 からの申請になります。

_____ 様は、田植え機、トラクター、耕運機、軽トラ 1 台を所有しており、従事日数は120日、経営面積は5,056㎡、通作距離は平均0.5km、平均通作時間は2分です。その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は林委員ですが。
林 委 員 特に問題ありません。
会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」とすることといたします。

続きまして、【議案第20号】 農地法5条の規定による許可申請1件を議題といたします。

13番から事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書 2 ページ、申請番号 13 をご覧ください。

申請地は阿原北野____で面積は____㎡です。

譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。分家住宅建築の為の使用貸借の農地転用になります。

申請者は、現在賃貸住宅に夫と子の三人で暮らしていますが、部屋が狭く、将来のことを考えると新たに住宅を建築したいと考えていました。

申請者夫婦には所有する土地が無く、市街化区域内の土地を買う資力もないため、両親に相談したところ両親所有の土地を分家住宅として利用することに賛成を頂き、その中から実家から近く、接道も集落性もある本申請地を選定するに至りました。

申請地は、市街化調整区域で、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が10ha未満であることから、第2種農地と

なり、運用通知の オ-（イ）周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものに該当します。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は、八木委員ですが。

八 木 委 員 問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。

【報告第15号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事 務 局 では、読み上げさせていただきます。

番号 19、春日西_____で登記畑、現況宅地です。

早 川 委 員 問題ありません。

事 務 局 農地法第4条第1項第7号の規定による届出については以上に

なります。

会 長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

続きまして、【報告第16号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事 務 局 では、読み上げさせていただきます。

番号 72、西枇杷島町地領一丁目_____で登記田、現況雑種地です。

伊 藤 委 員 特に問題ありません。

事務局 番号 73、春日落合____で登記畑、現況雑種地です。

後藤委員 特に問題ありません。

事務局 番号 74、西田中白山____で登記、現況共に田です。

中野委員 特に問題ありません。

事務局 番号 75、寺野花園____で登記、現況共に畑です。

浅井委員 特に問題ありません。

事務局 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については
以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。
それでは、その他、へ移ります。事務局、何かありますか。

事務局 ・農地パトロールについて

会長 それでは、次回の開催について確認します。

平成30年11月22日、木曜日、午後2時から、場所は今回と変わります。清須市役所南館3階 第3会議室 にて開催予定ですのでよろしくお願い致します。

以上で平成30年度第7回農業委員会を閉会します。

本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後2時40分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「番地」、農地の地番は「番」との表記で省略して記載しています。